

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の内容

- (1) パートナーシップ関係にある者に係る退職手当の取扱いを定めるため、死亡者の退職手当の支給に係る遺族について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。(第4条)
- (2) 失業者の退職手当における寄宿手当及び移転費の支給要件について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、「親族」に内包される配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。(第13条)

### 2 新旧対照表(議案集7ページ及び8ページ 議案集データ9ページ及び10ページ)

#### 職員の退職手当に関する条例(昭和34年7月文京区条例第31号)

改正後(案)	現行
<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第四条 前条第一項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)又は職員<del>の死亡当時</del><u>パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」<u>とい</u>う。)であつた者</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第四条の二～第十二条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることが</p>	<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第四条 前条第一項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第四条の二～第十二条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることが</p>

<p>できる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第五号において同じ。</u>）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>三及び四 (略)</p> <p>五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 <u>その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>六 (略)</p> <p>9～14 (略)</p> <p>第十四条から第二十四条まで (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和五年十月一日から施行する。</u></p>	<p>できる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>三及び四 (略)</p> <p>五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>六 (略)</p> <p>9～14 (略)</p> <p>第十四条から第二十四条まで (略)</p>
--	--

### 3 施行期日

令和5年10月1日から施行する。